

令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修（特別研修）実施要領

（サービス管理責任者研修（基礎研修）、児童発達支援管理責任者研修（基礎研修））受講者向け）

1 目 的

障害者総合支援法におけるサービス管理責任者及び児童福祉法における児童発達支援管理責任者の資格要件に必要な「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を特別研修として開催します。

2 主 催 山形県

3 主 管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

4 受講対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として業務に従事予定の方

※ 別途実施する「山形県サービス管理責任者研修（基礎研修）及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）」の受講には別途申込が必要になりますので御注意ください。

また、（別添2）（別添3）で実務経験を満たしていることを確認のうえ申込みをお願いします。なお、同研修はサービス管理責任者等に必要の実務経験年数から2年引いた年数の実務経験を有する方から受講が可能です。

令和5年度山形県サービス管理責任者研修（基礎研修）及び児童発達支援管理責任者研修（基礎研修）
募集期間は6月12日（月）～6月23日（金）の予定です。

5 研修日程、実施方法

オンラインによる研修を実施します。詳細は受講決定時にお知らせします。

※ 講義映像はオンラインで実施しますので、接続可能な端末及びインターネット環境を御準備ください。

※ 長時間のWeb配信となりますのでWi-FiもしくはLANケーブル接続環境での受講を推奨します。

研修日程：令和5年7月25日（火）、26日（水） 全2日間

※ 初任者研修の講義部分と同カリキュラム、同日程で開催します。

6 研修カリキュラム

詳細は受講決定時にお知らせします。

7 受講申込

(1) 申込方法

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」で電子申請してください。

受講希望者1名につき1回の電子申請が必要です。電子申請の完了後、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信されます。

電子申請の流れ

「電子申請の流れ」を参照してください。

① やまがた e 申請 山形県電子申請サービス

(URL : https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action)

または、令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修実施案内のホームページから電子申請案内のリンクをクリックし、「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」のトップページを開いてください。「手続き一覧」の中から、「令和5年度山形県障がい者相談支援従事者研修（特別研修）受講申込」をクリックしてください。

- ② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。
※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームの URL をお送りします。
※ 迷惑メール対策や URL リンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。
- ④ URL から申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
※ **氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。**
※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。
※ やまがた e 申請 電子申請サービスは、システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。**電子申請は早めに手続きしてください。**
- ⑤ 申込み完了後は「電子申請完了」メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けください。

【申込内容を確認する場合】 **「申込内容の確認方法・申込内容の変更」を参照してください。**

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

(申込内容照会：https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

【申込内容を変更する場合】

申込内容照会 メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

※注意事項※

修正を行うには、処理状況が **【処理待ち】** もしくは **【返却中】** の申込に限られます。

申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

(2) 受講定員

研修の定員は 100 人とさせていただきます。定員を超える申込があった場合は下記の点を考慮して選定します。(先着順ではありません。)

- ① 山形県内の事業所で従事されている方
- ② サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事予定の方

※ 所属や実務経験年数等の他、同一事業所から複数名申込みがある場合は、優先順位の高い方を考慮して受講者を選定します。

(3) 申込締切日

令和 5 年 5 月 26 日 (金) 23 時 59 分まで手続き完了

※ 電子申請は上記期限以降のアクセスや入力は一切できません。時間に余裕をもってお申し込みください。

※ **締切を過ぎたお申込みは、いかなる事情があっても受付しません**ので御注意ください。

(4) 受講の可否の決定は令和 5 年 6 月 19 日 (月) にメールで通知する予定です。

なお、選考結果に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、御了承ください。

8 修了証書

全科目の講義映像を視聴することにより受講し、所定のレポートを提出した方には山形県知事による修了証書を交付しますが次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 著しく受講態度が悪いと判断した場合（私語、居眠り、研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用等）
- ◇ 全科目の講義を視聴していない場合
- ◇ 定められた期日までに所定の提出物が提出されない場合

9 その他

- (1) 研修の受講料として1名につき5,000円を申し受けます。（徴収方法は受講決定時に連絡します。）
なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 講義映像視聴等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 受講者に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、履修状況管理、研修終了後の修了証書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で利用することはありません。
- (4) 本研修の開催に際し変更があった場合には下記URL（山形県ホームページ）に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25soudanshienkensyu.html>

- (5) この研修に関する問い合わせは下記にお願いします。

《研修の内容（事前課題、受講料振込等）に関する問い合わせ》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3-36

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

TEL 023-623-9127 FAX 023-623-9123

《電子申請、研修制度（受講に必要な実務経験、資格要件等）に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111